

議案第 4 号

岩倉市職員の育児休業等に関する条例及び岩倉市遺児手当支給条例の一部改正について

岩倉市職員の育児休業等に関する条例及び岩倉市遺児手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 29 年 2 月 27 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市職員の育児休業等に関する条例及び岩倉市遺児手当支給条例の一部を改正する条例

(岩倉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 岩倉市職員の育児休業等に関する条例（平成4年岩倉市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、「第6条の4第1項に規定する里親であつて養子縁組によって養親となることを希望している者」を「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」に改める。

(岩倉市遺児手当支給条例の一部改正)

第2条 岩倉市遺児手当支給条例（昭和50年岩倉市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項第3号中「第27条第1項第3号」を「第6条の4」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。